奈良県広域水道企業団議会基本条例をここに公布する。

令和８年１１月１０日

奈良県広域水道企業団企業長　山下　真

奈良県広域水道企業団条例第１号

奈良県広域水道企業団議会基本条例

目次

前文
第１章　総則（第１条）
第２章　議会及び議員の活動原則（第２条・第３条）
第３章　住民と議会の関係（第４条・第５条）
第４章　執行機関と議会の関係（第６条－第８条）
第５章　自由討議の保障と委員会の充実（第９条－第１１条）
第６章　議会体制の整備と政治倫理（第１２条・第１３条）
第７章　最高規範性と見直し手続（第１４条・第１５条）
附則

奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）は、構成団体における安全で安心な水道水の安定供給を将来にわたって維持するため、広域的な連携のもとに設立された特別地方公共団体である。

企業団議会（以下「議会」という。）は、企業団が行う広域水道事業における最高議決機関として、構成団体の住民の福祉の向上及び事業の健全な運営を監視し、評価する重要な責務を担っている。

議会は、多様化する広域水道事業の課題に的確に対応するため、自らの改革に不断に取り組み、透明かつ開かれた議会運営を実現しなければならない。

ここに、議会及び議員の活動原則並びに住民及び執行機関との関係を明確にし、公正で民主的な議会運営を行うための最高規範として、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、議会及び議員の活動原則、住民及び執行機関との関係その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会の役割を明確にし、もって企業団の適正かつ健全な運営と、構成団体の住民の利益の増進に寄与することを目的とする。

第２章　議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第２条　議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 公正、透明かつ開かれた議会運営を行うこと。

(2) 企業団の事業及び財政の監視、評価機能を強化すること。
(3) 構成団体の枠を超え、広域的な視点から合意形成を図ること。

（議員の活動原則）

第３条　議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
(1) 構成団体の住民の代表であることを自覚し、公益の確保のために活動すること。
(2) 企業団の事業に関する専門性を高め、資質の向上に努めること。
(3) 議会の審議において、活発な議論を行うこと。

第３章　住民と議会の関係

（情報の公開）

第４条　議会は、本会議及び委員会の模様並びに議決結果等の議会情報を、広報又はインターネットの活用等により、住民に積極的に公開しなければならない。

２　議会は、会議の傍聴手続きを簡素化し、住民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

（住民意見の反映）

第５条　議会は、住民の意見及び要望を企業団の事業運営に反映させるため、必要に応じて広聴の機会を設けるよう努めるものとする。

第４章　執行機関と議会の関係

（企業長等との関係原則）

第６条　議会と企業長その他の執行機関（以下「企業長等」という。）は、相互に独立した機関であることを認識し、緊張関係を保持しつつ、企業団の適正な運営のために協力するものとする。

（質問に対する答弁）

第７条　企業長等は、議会において議員から質問を受けたときは、その趣旨を的確に把握し、建設的な議論を行うため、明確かつ具体的な答弁に努めなければならない。

（資料の提出要求）

第８条　議会は、事業の監視及び評価を効果的に行うため、企業長等に対し、必要な計画、経営指標及び財務状況等に関する資料の提出を求めることができる。

第５章　自由討議の保障と委員会の充実

（自由討議の推進）

第９条　議会は、議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るため、本会議及び委員会において、必要に応じて自由討議の場を設けるものとする。

（委員会の機能強化）

第１０条　委員会は、水道事業に関する調査及び研究を行い、知見を深めることにより、その機能を十分に発揮しなければならない。

（特別委員会の設置）

第１１条　議会は、広域水道事業における特定の重要な経営課題、広域連携に関する事項その他特に必要と認める特定の案件を重点的に審査又は調査するため、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

２　特別委員会は、その設置の目的となった特定の案件の審査又は調査が終了したときは、速やかにその結果を本会議に報告しなければならない。

第６章　議会体制の整備と政治倫理

（議会事務局の体制整備）

第１２条　議会は、議会の政策立案能力の向上及び議員活動の支援を図るため、議会事務局の機能強化及び体制の充実に努めるものとする。

（議員の政治倫理）

第１３条　議員は、その職務に関して高い倫理観を持ち、公私の別を明らかにし、住民の疑惑を招くことのないよう身を処さなければならない。

第７章　最高規範性と見直し手続

（最高規範性）

第１４条　この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則又は規程を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を逸脱してはならない。

２　議員及び執行機関は、この条例に定める事項を誠実に遵守しなければならない。

（見直し手続）

第１５条　議会は、社会情勢の変化や企業団の運営状況を踏まえ、必要に応じてこの条例の規定について検証を行い、適切な見直しを行うものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。